

三重県情報公開条例 (抜粋)

〔平成 11 年 10 月 15 日三重県条例第 42 号〕

(会議の公開)

第二十七条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- 一 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

附属機関等の会議の公開に関する指針 (抜粋)

〔制定 平成 11 年 12 月 24 日〕

3 会議の公開の基準

附属機関等の会議は、原則公開とするものとする。

ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開・非公開の決定は、附属機関等の会長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。